

議案第102号 三田市総合福祉保健センターの管理に係る指定管理者の指定について

令和7年度末に指定期間が満了となる「三田市総合福祉保健センター」について、引き続き指定管理者による管理を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び指定管理者となる団体

名 称	指定管理者となる団体
三田市総合福祉保健センター	三田市川除675番地 社会福祉法人 三田市社会福祉協議会 会長 大澤 洋一

2 指定管理期間

名 称	指定管理期間
三田市総合福祉保健センター	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで (5年間)

3 指定管理者の指定管理費及び指定理由

(1) 指定管理費 [限度額 331,090 千円(税込)] [提案額 331,089 千円(税込)]

(2) 指定理由

評価基準による点数が、高得点であったこと。また、当該団体は、施設の管理運営に係る専門的なノウハウや知識を有しており、安定的かつ効率的に管理運営できると認められるため。